

○財務省告示第三百三十八号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十一年九月二十四日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十一年十月九日

財務大臣 藤井 裕久

一 名称及び記

利付国庫債券（二十年）（第一百十三回）

二 発行の根拠

財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律（平成二十一年法律第十七号）第二条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第六十二条第一項

三 振替法の適用等

社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法

札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第I非

五

募方

入札競争  
価格競争  
入札競争  
決定の

価格競争入札発行」という。）  
各申込みのうち応募価格の高い

ロ

国債市場  
特別参加者

各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てて各申

六

イ

発

入札競争  
価格競争  
行争額

額面金額で一兆七十三億円  
確ち、財政運営に必要な財源の

ロ

国債市場  
特別参加者

特別会計に関する法律第四十六  
条第一項の規定に基づき発行した  
八十七億九千三百万円  
に、ついで、金額で千三百





二十 十 十 十  
十 九 八 七 六

払 者 入 払 元 償 償  
込 者 札 場 利 還 還  
期 参 所 金 還 還  
日 加 支 額 限  
の 利 子

平 財 日 額 平 利 て を  
成 務 本 面 成 子 、 支  
二 大 銀 金 成 子 を そ 支 払  
十 臣 行 額 十 支 の 日 期  
一 か 百 十 一 払 の 以 と  
年 通 円 年 九 九 前 六 各  
九 知 を につ き 月 月 支  
月 受 け け 百 二 間 間 払  
二 け た 者 円 十 に 属 期  
十 者 日 日 日 属 にお  
四 者 日 日 日 属 にお  
日 者 日 日 日 属 にお